ACSES ニュースレター_２００３号（2020 年 12 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（26 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇給湯器で事故か、大阪で男性死亡　一酸化炭素中毒で<Web 報道>
◇火災、爆発事故等（省庁発表）：１件<経済産業省>
◇その他の事故、事件
・ 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)<消費者庁>
・消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書(幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故)を公表しました。<消費者庁>
・「Emotet」「IcedID」の被害増加 年末年始前に対策を<放送報道>
◇事故、事件の続報
・石綿（アスベスト）含有品の流通と販売者による回収について（株式会社ニトリホールディングスに関する第２報）<厚生労働省>
・なぜバスマットからアスベスト？　流通の背景に規制の「盲点」<新聞報道>
・小林化工、新たに医薬品 14 製品を自主回収　出荷前の品質検査に不備の可能性<新聞報道>／小林化工、医薬品の自主回収拡大　健康被害報告なし、検証不十分で<Web報道>／学会が再発防止求め声明　日医工・小林化工の後発薬回収<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「令和２年版 救急・救助の現況」の公表<総務省消防庁>
・ テレワークで大混雑　～プラグ・コードの取り扱いに注意～<製品評価技術基盤機構>
・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則の一部を改正する命令（内閣官房・総務省令第１号）<官報>
・ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布<総務省消防庁>
・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（総務省令第 125 号）<官報>
・石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（総務省・経済産業省令第４号）<官報
>・「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を策定しました<経済産業省>
・「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を策定しました<経済産業省>
・児童生徒等に対しわいせつ行為を行った教員への厳正な対応のための法改正の検討状況及び今後の方策について<文部科学省>
・その他
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の設定（原子力災害対策本部長指示）<厚生労働省>
[大震災対策]
・ 私立学校施設の耐震改修状況調査結果の概要（大学等）／私立学校施設の耐震改修状況等調査結果の概要（幼稚園～高等学校）<文部科学省>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]

榛の木（ハンノキ）

◇省庁発表
◇コロナ 変異ウイルス 症状は？ 予防法は？ 専門家の見解〈放送報道〉
◇マスコミ報道　見出し
［対策・予防］
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・ 物のウイルス対策等をうたう「次亜塩素酸水」〈国民生活センター〉／次亜塩素酸水、表示に注意を　人体への有効性確認されず〈Web 報道〉
・ 新型コロナウイルスの抗体検査キットの販売事業者６社に対する行政指導について〈消費者庁〉
・新型コロナウイルスの抗体検査キット使用後の注意〈消費者庁〉
◇マスコミ報道　見出し
［3］令和元年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類充塡量及び回収量等の集計結果について〈環境省・経済産業省〉
◇フロン排出抑制法に基づく勧告を行いました〈環境省・経済産業省〉
［4］医薬品
◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 86 号）〈官報〉
［5］農薬
◇農薬「フラザスルフロン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
［6］食品安全衛生関係
◇日本食品標準成分表の改訂について〈文部科学省〉
◇ 特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
［7］廃棄物関係
◇「廃プラスチックのケミカルリサイクルに対する化学産業のあるべき姿」策定〈日本化学工業協会〉
［8］温暖化対策関係
◇「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」の取りまとめについて〈環境省〉
［9］環境安全関係
◇令和元年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について〈環境省〉
◇令和元年度公共用水域水質測定結果について〈環境省〉
◇かたつむり山発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇（仮称）能代山本広域風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇国立科学財団、魚の死骸が深い海溝の底に有毒な水銀汚染をもたらすと報告〈環境展望台：国立環境研究所〉
◇国立科学財団、タイヤに関連する化学物質が都市部の河川でのサケの主な死亡原因と報告〈環境展望台：国立環境研究所〉
［10］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　３件　　［調査結果］　４件
［統計資料］　１件
［11］その他省庁発表　　３件
［12］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　　４件　　［開催記録、報告、資料等］　　７件
［13］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：６件　　◇その他：２件
［付録］
◇コロナ 変異ウイルス 症状は？ 予防法は？ 専門家の見解〈放送報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇給湯器で事故か、大阪で男性死亡　一酸化炭素中毒で

＜共同通信　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.47news.jp/news/5647770.html

大阪市港区の集合住宅で、ガス給湯器が不完全燃焼を起こしたのが原因とみられる一酸化炭素（CO）中毒で男性1人が死亡したことが 25 日、分かった。関西電力や経済産業省が明らかにした。関電は使用時の換気や警報装置の設置を呼び掛けている。大阪府警が詳しい経緯を調べている。

関電や同省によると、21 日に府警が死亡している男性を見つけた。給湯器はリンナイが 1988 年 1 月に製造したもので、型番は「RUX―1605PSOU」。何らかの原因で不完全燃焼を起こして一酸化炭素が発生し、屋外から浴室に流れ込んだとみられる。

リンナイは「警察の調査結果を待っている」と話した。

◇火災、爆発事故等（省庁発表）：

・[都市ガス] 大阪府内で一酸化炭素中毒事故（死亡１名）が発生しました

＜経済産業省　2020 年 12 月 25 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225013/20201225013.html

---

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)

＜消費者庁　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022663/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201225_01.pdf

特記事項:ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
　（うち石油給湯機付ふろがま１件、ガスふろがま用バーナー（ＬＰガス用）１件)

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：５件
　(うち電動アシスト自転車３件、電気温風機(セラミックファンヒーター)１件、踏み台(樹脂製)１件)

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件
　（うち凍結防止用ヒーター（水道用）１件、車いす１件、運動器具（ＥＭＳ機器）１件、歩行車１件、
　電気あんか１件、電動工具（のこぎり）１件、自転車１件、電動アシスト自転車１件、
　ノートパソコン１件)

・消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書(幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故)を公表しました。

＜消費者庁　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_016/

概要　https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/member/assets/csic_member_201225_01.pdf

本文　https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/member/assets/csic_member_201225_02.pdf

---

・「Emotet」「IcedID」の被害増加 年末年始前に対策を

＜NHK　2020 年 12 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201226/k10012785331000.html

内閣サイバーセキュリティセンターは、企業などに対して、年末年始の連休に入る前に社内のソフトウエアが最新の状態に保たれているかや外部から不正なアクセスが可能な状態になっていないかなど、改めて確認してほしいと注意を呼びかけています。
内閣サイバーセキュリティセンターによりますと、12 月に入ってから、知り合いや取引先を装った巧妙な偽のメールで届けられ、感染すると連絡先などを盗み取って、さらに感染を広げる「Emotet」（えもてっと）や「IcedID」（あいすどあいでぃー）と呼ばれるコンピューターウイルスの被害の報告が増えています
攻撃者は、こうしたコンピューターウイルスへの感染をきっかけに、より深刻なサイバー攻撃を仕掛けようとすることがあります。
センターは、テレワークの広がりで、比較的セキュリティーの弱い自宅などからのアクセスも増えていることからリスクが高まっているとしています。
企業などに対しては、連休に入る前に社内のパソコンのソフトウエアが最新の状態に保たれているかや外部から不正なアクセスが可能な状態になっていないか、またクラウドサービスでは、多要素認証などを行っているかなどを確認してほしいと呼びかけています。
内閣サイバーセキュリティセンターの吉川徹志参事官は「攻撃者は発見が遅れがちになる連休を狙ってくるおそれもあり、早急な対応が取れる体制を整えておいてほしい」と話しています。

◇***事故、事件の続報***

・石綿（アスベスト）含有品の流通と販売者による回収について（株式会社ニトリホールディングスに関する第２報）

＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_utPuxNvCHt-WSRY
石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した株式会社ニトリホールディングスの製品及び回収などについて、第２報を以下のとおりお知らせいたします。
＜新たに石綿含有の可能性があることが判明した製品＞
12 月 22 日のお知らせの際に、株式会社ニトリホールディングスが石綿含有の有無を調査中としていた 29 種類の珪藻土製品のうち、９種類の製品について新たに石綿が含有されていることが判明しました。

１　販売者
　株式会社ニトリホールディングス
　（北海道札幌市北区新琴似七条一丁目２番 39 号）
２　製品名等
　別紙１の珪藻土コースター（７種類）、珪藻土バスマット（２種類）
　※商品の詳細等については販売者までお問い合わせ下さい。
３　流通数（販売済み数）
　計 456,846 個（製品別の数は別紙１のとおり）

＜株式会社ニトリホールディングスによる回収＞
12 月 22 日に石綿含有の可能性があることが判明したとお知らせした９種類の製品に加え、別紙１の９種類の製品についても、株式会社ニトリホールディングスが回収します。
また、これらの製品と同一の工場で製造されていた別紙２の製品（計 683,636 個）については、石綿含有は確認されていませんが、同社が併せて回収することを表明しています。
＜対象製品の見分け方（株式会社ニトリホールディングス提供＞
お持ちの製品が、回収対象の商品に該当するかどうか見分ける方法について、株式会社ニトリホールディングスが以下で公表していますので、ご参考下さい。
●珪藻土バスマット：
https://www.nitori-net.jp/ecstatic/image/pdf/flowchart_bathmat_20122515.pdf
●珪藻土コースター：
https://www.nitori-net.jp/ecstatic/image/pdf/flowchart_coaster_20122515.pdf
＜対象製品をお持ちの皆様へ＞

○　別紙１及び別紙２の製品をお持ちの方は、回収方法などについて、以下の問合せ窓口にご連絡下さい。ごみ等で廃棄したり、販売者指定の方法以外で返送したりしないようお願いします。

【株式会社ニトリホールディングス　お客様相談室】

0120-209-993（フリーダイヤル）

※受付時間：10:00～20:00

（12 月 31 日（木）10:00～18:00　１月１日（金）11:00～18:00）

○　固形のバスマットやコースターについては、通常の使い方で使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。

しかしながら、削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、破損しないようにお願いします。

○　もしすでに破損しているなどでご心配な場合は、ビニール等に入れ、テープ等でしっかりと封をして、回収まで保管してください。

＜石綿対策についてのお問い合わせ＞

○　石綿対策については、厚生労働省までお問い合わせ下さい。

（厚生労働省の問合せ先）

03-6812-7808

平日（年末年始除く）対応時間：09:30～18:15

・なぜバスマットからアスベスト？　流通の背景に規制の「盲点」

＜毎日新聞　2020 年 12 月 24 日＞

https://mainichi.jp/articles/20201222/k00/00m/040/108000c?cx_testId=81&cx_testVariant=cx_2&cx_artPos=2&cx_type=trend#cxrecs_s

アスベスト（石綿）が含まれたバスマットなどが 11 月から、大阪府貝塚市のふるさと納税の返礼品、大手ホームセンター「カインズ」や「ニトリ」の販売商品で相次いで見つかり、大規模な商品の回収が進められている。いずれの製品にも「珪藻土（けいそうど）」という吸水性の高い素材が使われているため、ネットなどでは珪藻土を危険視する意見が散見される。だが専門家らは「今回のケースは珪藻土の問題ではない」と指摘する。一連の問題の本質に迫った。

鉱物繊維である石綿は、安価で耐火性などに優れる。1970～90 年代を中心にこれまで日本に約 1000 万トンが輸入され、建材などで広く利用された。石綿を吸い込むと数十年の潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんなど深刻な健康被害を引き起こす。国は 2006 年に労働安全衛生法施行令を改正し、石綿が重量の 0・1%を超えて含まれる製品の輸入、製造や販売を禁止している。

一方、珪藻土は藻類の一種である珪藻の殻が化石になり堆積（たいせき）して生成された土の塊を砕いて作ったものだ。吸水性、吸湿性に優れていることから、建材や雑貨などに広く使われている。地中から産出されるが、天然の状態では石綿をほとんど含まないとされる。

今回、回収対象になった一連の製品の流通の背景には、規制の「盲点」がいくつか潜んでいる。まずは、貝塚市のふるさと納税返礼品のケースを見ていきたい。

珪藻土使用のバスマットとコースターを回収

貝塚市は 11 月、ふるさと納税の返礼品として 16 年 8 月から 20 年 2 月まで取り扱っていた、市内のメーカー「堀木工所」が製造したバスマット約 1 万 5000 枚とコースター約 2500 枚に石綿が含まれている恐れがあると発表した。調査した厚生労働省や市によると、石綿の濃度はバスマットの大きいサイズが 0・38%、小さいサイズが 0・61%、コースターが 0・1～0・3%で、いずれも国の規制値の 0・1%を超えていた。

これらの製品は…

・小林化工、新たに医薬品 14 製品を自主回収　出荷前の品質検査に不備の可能性

＜毎日新聞　2020 年 12 月 25 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201225/k00/00m/040/055000c

製薬会社「小林化工」（福井県あわら市）が製造した爪水虫などの皮膚治療薬に睡眠導入剤の成分が混入し、服用者が死亡するなどした問題で、同社は 24 日、新たに別の医薬品 14 製品も自主回収すると発表した。21、22

日に厚生労働省などが立ち入り調査した結果、出荷前の品質検査に不備があった可能性が出てきたため。健康被害の報告はないとしている。

自主回収するのは高血圧症治療薬「アムロジピン OD 錠」や表面麻酔剤「アネトカインゼリー2%」など 2018 年 2 月～20 年 12 月に出荷された製品。同社によると、問題となっている薬と同様、出荷前の品質検査のデータにわずかな乱れがあったほか、出荷前に再検査をしたのにその理由を示す資料が残されておらず、安全性を再確認する必要が生じたという。

同社は「社内で保管していた製品を改めて調べた結果、安全性に問題は確認されていないが、万全を期すため、自主回収することを決めた」と説明している。同社はホームページ（https://www.kobayashikako.co.jp/）に自主回収する医薬品のリストを掲載している。

・小林化工、医薬品の自主回収拡大　健康被害報告なし、検証不十分で

＜共同通信　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.47news.jp/news/5646611.html

福井県あわら市の製薬会社「小林化工」は 25 日までに、睡眠導入剤成分の混入により健康被害が発生した爪水虫などの治療薬とは別に、新たに約 15 製品を自主回収すると発表した。現時点で健康被害は報告されておらず、「重篤な健康被害が発生する恐れはないと考えている」としている。

同社によると、厚生労働省などの立ち入り調査を受け全製品を再確認したところ、出荷前の試験で十分な検証が行われていなかったことが判明したという。

約 15 製品は、表面麻酔剤「アネトカインゼリー2%」や高血圧症の治療薬など 18 年 2 月～20 年 12 月に出荷された製品で医師の処方が必要な医療用医薬品という。

・学会が再発防止求め声明　日医工・小林化工の後発薬回収

＜北日本新聞　2020 年 12 月 25 日＞　https://this.kiji.is/714596694216589312

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会（東京）は 23 日までに、日医工（富山市）と小林化工（福井県あわら市）の 2 社に対し、ジェネリック医薬品（後発薬）の自主回収問題について再発防止を求める緊急声明文を出した。

声明文では、ジェネリック医薬品の信頼を損ねる事案が相次いでいると指摘し「少数の企業の不祥事でこれまでの努力と信頼が崩れることは容認できない」などとしている。

日医工は富山第一工場（滑川市）で承認書に記載のない工程の実施や書類の欠落があったなどとして、4 月 1 日～12 月 11 日までに 35 品目を回収した。7 月に役員らを処分し、品質管理などを担当する取締役が辞任した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・「令和２年版 救急・救助の現況」の公表

＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/c941509de3f85432709ea0d63bf23744756cd4a5.pdf

全国の救急業務及び救助業務の実施状況等を取りまとめましたので、「令和２年版 救急・救助の現況」（救急蘇生統計を含む。）として公表します。

１ 救急業務の実施状況

令和元年中の救急出動件数（消防防災ヘリコプターを含む。）は、664 万 2,772 件（対前年比３万 4,431 件増、0.5%増）、搬送人員は 598 万 258 人（対前年比１万 7,645 人増、0.3%増）であった。

そのうち、救急自動車による救急出動件数は 663 万 9,767 件（対前年比３万 4,554 件増、0.5%増）、搬送人員は 597 万 8,008 人（対前年比１万 7,713 人増、0.3%増）で救急出動件数、搬送人員ともに過去最多となった。なお、対前年比の増加率は、いずれも過去 10 年で最低にとどまっている。

現場到着所要時間は全国平均で約 8.7 分（前年約 8.7 分）、病院収容所要時間は全国平均約 39.5 分（前年約 39.5 分）となった。

２ 救助業務の実施状況

令和元年中の救助活動件数は６万 1,340 件（対前年比 167 件減、0.3%減）、救助人員は６万 3,670 人（対前年比 166 人減、0.3%減）となった。

３ 資料の入手方法

資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）及び消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に掲載するほか、総務省消防庁救急企画室（総務省３階）において閲覧に供することとします。

・<u>テレワークで大混雑　～プラグ・コードの取り扱いに注意～</u>

＜製品評価技術基盤機構　2020 年 12 月 24 日＞

テーブルタップ・延長コードなどによる事故（以下「配線器具※1 の事故」という）や電気製品の電源プラグ・電源コードによる事故（以下「プラグ・コードの事故」という）が毎年発生しています。2015 年度から 2019 年度の 5 年間に NITE（ナイト）に通知のあった製品事故情報※2 では、配線器具の事故は 282 件（内：火災事故 164 件）※3、プラグ・コードの事故は 276 件（内：火災事故 155 件）※3 ありました。配線器具では、ほこり、水分の付着によるトラッキング現象※4 の事故が多く発生し、プラグ・コードでは、電源コードやコードプロテクターに無理な力が加わり、断線してショートする事故が多く発生しています。

今年は、新型コロナウイルスの影響により在宅勤務を行うためなど、自宅に新たに電源が必要となったことで、特にテーブルタップなどの需要が増えています。電源周りが煩雑になってしまっている場合も考えられ、電源コードの損傷事故などは増加するおそれがあります。年末の大掃除の際に、配線器具や配線状況を点検し、破損などがあれば取り換えなどして、事故を未然に防ぎましょう。

その他、リコール対象製品による事故も発生しているため、お持ちの製品がリコール対象かどうかを確認してください。

■火災事故事例

○ペットの尿がテーブルタップ内部に浸入し、トラッキング現象が生じて製品及びその周辺を焼損した。

○コンセントへの抜き差しや、使用中の引っ張りなどで掃除機の電源プラグを傷つけたため、接触不良となり、動作時の電流により異常発熱して出火に至った。

○コードリールに接続可能な最大消費電力を超える電気製品（ふとん乾燥機複数台）を接続していたため、コードリールの電源コードが異常発熱し、建物を半焼する事故が発生した。

■火災事故を防ぐポイント

○電源プラグはしっかり差し込む。また、電源プラグや差込口などにほこりがたまっていないか確認し、掃除する。

○テーブルタップやコンセントと電源プラグの接続部分に水分が付着しないよう注意する。アルコール消毒液も浸入すればショートやトラッキング現象を引き起こすおそれがあるので、接続部分にかからないように注意する。

○電源コードを引っ張る、机や椅子の脚で踏むなど、無理な力を加えない。

○接続可能な最大消費電力を確認し、これを超えるような使用をしない。

○異臭や変色など、事故の予兆を見逃さない。

（※1）テーブルタップ、延長コード及びマルチタップなど。詳細は本文資料別ウィンドウで開きます P2 を参照。

（※2）　消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

（※3）　重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

（※4）　付着したほこりや水分によりトラック（電気の通り道）が生成され、異常発熱する現象（詳細は本文資料別ウィンドウで開きますP3 参照）。

・<u>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則の一部を改正する命令（内閣官房・総務省令第１号）</u>

［官報］　令和 2 年 12 月 25 日　号外　第 273 号　4～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730004f.html

---

・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201225_tokusai_3.pdf

消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和２年 10 月 26 日から令和２年 11 月 30 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、１件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」及び「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

１ 改正内容

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和 51 年通商産業省・自治省令第１号）に規定されている各様式中の㊞マークを削除する改正を行うものです。

２ 意見公募の結果

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、令和２年 10 月 26 日から令和２年 11 月 30 日までの間、意見を公募したところ、１件の御意見がございました。頂いた御意見及び総務省の考え方は、別紙１のとおりです。

３ 省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」及び「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令」を令和２年 12 月 25 日に公布しました。

改正省令の概要は別紙２、改め文は別紙３のとおりです。

４ 資料の入手方法

別紙１～３の資料については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/）の「報道発表」欄に、本日（12 月 25 日（金））掲載するとともに、電子政府の総合窓口［ｅ－Ｇｏｖ］（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室（中央合同庁舎２号館３階）において閲覧に供するとともに配布します。

・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（総務省令第 125 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 25 日　号外　第 273 号　82 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730082f.html

〇総務省令第 125 号

石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日　　総務大臣　　武田　良太

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十までの規定中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（総務省・経済産業省令第４号）

［官報］ 令和２年12月25日 号外 第273号 87頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730087f.html

---

・「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を策定しました

＜経済産業省 2020年12月25日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225010/20201225010.html

経済産業省は、近年発生した水上設置遊具に係る消費者事故を踏まえ、関係事業者が取り組むことが望ましい事項を示した「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を策定しました。

1. 経緯

令和元年８月、「としまえん」のプール遊具において、８歳女児（当時）の溺水死亡事故が発生しました。これを受け、同年11月から消費者安全調査委員会による原因調査が実施され、令和２年６月、同委員会から経済産業大臣に対して、再発防止策を求める意見具申がなされました。

経済産業省では、有識者等をメンバーとする検討会を開催し、この度、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を策定しました。

2. ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、主に、水上設置遊具によるサービス提供の際（運営時）において、関係事業者（遊具メーカー、販売業者、サービス提供事業者、サービス提供が行われる施設管理者等）が取り組むことが望ましい事項を示しています。

具体的には、事業者間の情報共有、水上設置遊具の設置場所、遊具の選定、安全管理体制の整備、緊急時の対応、再発防止等について示しています。

水上設置遊具の安全に関するガイドライン

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225010/20201225010-1.pdf

---

・児童生徒等に対しわいせつ行為を行った教員への厳正な対応のための法改正の検討状況及び今後の方策について

＜文部科学省 2020年12月25日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxCacwflw6GdwbR

・水洗炭業者保証金規則の一部を改正する省令（法務省・経済産業省令第１号）

［官報］ 令和２年12月25日 号外 第273号 91頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730091f.html

---

・鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令（法務省・経済産業省令第２号）

［官報］ 令和２年12月25日 号外 第273号 91頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730091f.html

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の設定（原子力災害対策本部長指示）

＜厚生労働省 2020年12月25日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9OFFsRllAnF0UK5Y

本日、原子力災害対策本部は、昨日までの検査結果等から、宮城県及び茨城県に対し、以下について出荷制限の設定を指示しました。

（１）宮城県気仙沼市（けせんぬまし）及び南三陸町（みなみさんりくちょう）において産出されたキノコ類

（野生のものに限る）
（２）茨城県石岡市（いしおかし）及びつくば市において産出されたキノコ類（野生のものに限る）

[大震災対策]
・私立学校施設の耐震改修状況調査結果の概要（大学等）
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxCacwflw6Gdwcb
・私立学校施設の耐震改修状況等調査結果の概要（幼稚園～高等学校）
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxCacwflw6Gdwcc
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12 月 26 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020 年 12 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15792.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2020 年 12 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15796.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00204.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15795.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 12 月 26 日版）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15794.html
---

◇コロナ 変異ウイルス 症状は？ 予防法は？ 専門家の見解
＜NHK　2020 年 12 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201225/k10012783871000.html
イギリスでは変異した新型コロナウイルスの感染が拡大し、WHO＝世界保健機関によりますと、24 日現在でデンマークやオランダなどでも確認されています。
変異ウイルスはどうやって見つかった？症状は？予防法は？
WHO が 23 日に行った、専門家とのオンライン会見のポイントをまとめました。　----→

◇マスコミ報道　見出し
・新型コロナ 世界の感染者 8000 万人に迫る
＜NHK　2020 年 12 月 26 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201226/k10012785561000.html
・コロナ変異ウイルス 国内で初確認 英国からの帰国者 5 人
＜NHK　2020 年 12 月 26 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201225/k10012785161000.html?utm_int=all_side_ranking-access_001
・コロナ変異ウイルス 確認された国と地域は
＜NHK　2020 年 12 月 26 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201226/k10012785631000.html
・国内で変異種確認　空港検疫以外で初―新型コロナ
＜時事通信　2020 年 12 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2020122600162&g=soc
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0sS0xU88sZJ5hkhY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t08WPxE49sJN4hwlY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_OlNuRFtCnl8XqZY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・物のウイルス対策等をうたう「次亜塩素酸水」
＜国民生活センター　2020 年 12 月 24 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201224_1.html

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌や消毒をうたう商品の需要が高まり、店頭にはさまざまな商品が販売されています。そのような中、ウイルス対策等をうたい次亜塩素酸水として販売されている商品（以下、「次亜塩素酸水」とします）が多数みられます。

2020 年 6 月に厚生労働省、経済産業省、消費者庁の 3 省庁連名で公表された「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」において、物に付着したウイルス対策の手法として、熱水や塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）、洗剤（界面活性剤）、「次亜塩素酸水」、一定濃度のアルコールが挙げられています。「次亜塩素酸水」の性質や取扱においては、製法と原料が基礎的な情報となるとされ、また、「次亜塩素酸水」の効力は有効塩素濃度（残留塩素濃度）と酸性度が指標となるとされています。一方で、次亜塩素酸濃度や pH、製法や原料が明記されていない商品が多いという報告もされています。

また、PIO-NET には、新型コロナウイルスに関連した相談のうち、「次亜塩素酸水」に関する相談が 498 件寄せられており、中には、手に刺激を感じた等の危害が発生したという事例もみられます。

そこで、市販されている「次亜塩素酸水」15 銘柄について、有効塩素濃度や pH、表示等について調べ、消費者に情報提供することとしました。

テスト結果

有効塩素濃度

商品本体、取扱説明書等や販売者等のウェブサイトに有効塩素濃度の表示がみられた 14 銘柄中 8 銘柄は、購入時期によって有効塩素濃度が表示の 9 割以下の場合がありました

液性（pH）

テスト対象銘柄の液性は弱酸性から中性であり、商品本体、取扱説明書等や販売者等のウェブサイトに pH の表示がみられた 13 銘柄中 2 銘柄は pH が表示と異なっていました

表示・広告の調査

15 銘柄中 5 銘柄は、商品本体や取扱説明書等に有効塩素濃度に関する表示がみられませんでした

9 銘柄は、商品本体、取扱説明書等や販売者等のウェブサイトに、対象となる物の汚れを落としてから使用する旨の表示がありませんでした

5 銘柄には、商品本体、取扱説明書等や販売者等のウェブサイトに、手指や口腔の洗浄等、化粧品に酷似した効果等に関する表示がみられ、消費者に誤認を与えるおそれがありました

商品本体及び取扱説明書等から使用期限が分からない銘柄が 5 銘柄ありました

消費者へのアドバイス

「次亜塩素酸水」は、有効塩素濃度が購入時点で表示の濃度と大きく異なる場合があることを知っておきましょう

「次亜塩素酸水」を購入、使用する際には、有効塩素濃度や pH、使用期限、使用方法などの表示をよく確認するようにしましょう

物に付着した新型コロナウイルスの消毒や除菌には「次亜塩素酸水」や一定濃度のアルコール、界面活性剤等、さまざまな選択肢があります。目的に合ったものを適切に使いましょう

事業者への要望

商品本体や取扱説明書等に有効塩素濃度やpH、使用期限、使用方法を表示し、使用期限内は表示の有効塩素濃度やpHが保たれるよう要望します
効果等について、消費者に誤認を与えないよう、表示の見直しを要望します

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌や消毒をうたう商品の需要が高まり、店頭にはさまざまな商品が販売されています。そのような中、ウイルス対策等をうたい次亜塩素酸水として販売されている商品（以下、「次亜塩素酸水」とします）が多数みられます。

2020年6月に厚生労働省、経済産業省、消費者庁の3省庁連名で公表された「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」において、物に付着したウイルス対策の手法として、熱水や塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）、洗剤（界面活性剤）、「次亜塩素酸水」、一定濃度のアルコールが挙げられています。「次亜塩素酸水」の性質や取扱においては、製法と原料が基礎的な情報となるとされ、また、「次亜塩素酸水」の効力は有効塩素濃度（残留塩素濃度）と酸性度が指標となるとされています。一方で、次亜塩素酸濃度やpH、製法や原料が明記されていない商品が多いという報告もされています。

また、PIO-NETには、新型コロナウイルスに関連した相談のうち、「次亜塩素酸水」に関する相談が498件寄せられており、中には、手に刺激を感じた等の危害が発生したという事例もみられます。

そこで、市販されている「次亜塩素酸水」15銘柄について、有効塩素濃度やpH、表示等について調べ、消費者に情報提供することとしました。

・次亜塩素酸水、表示に注意を　人体への有効性確認されず
＜共同通信　2020年12月24日＞　https://www.47news.jp/news/new_type_pneumonia/5644785.html
国民生活センターは24日、物品のウイルス対策として活用されている次亜塩素酸水について、有効塩素濃度の表示がなかったり、濃度が表示より薄かったりする商品が出回っているとして注意を呼び掛けた。人体への使用時の有効性は認められていないのに「手指洗浄」をうたった商品もあると指摘している。

センターによると、次亜塩素酸水に関する相談は2019年12月以降に498件あり、「手に使用すると痛くなった」といった声もあった。

センターは、大手インターネット通販サイトで売れ筋の次亜塩素酸水15商品を調べた。うち5商品の本体には濃度の表示はなかった。

・新型コロナウイルスの抗体検査キットの販売事業者６社に対する行政指導について
＜消費者庁　2020年12月25日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022565/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201225_01.pdf

消費者庁は、新型コロナウイルスの抗体検査キットの表示に関し、景品表示法に違反（同法第５条第１号（優良誤認表示）に該当）するおそれがあることから、６事業者に対し、再発防止等の指導を行いました（別紙１）。また、ＳＮＳを通じて一般消費者等への注意喚起（別紙２）を行いました。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自分が現在、新型コロナウイルスに感染しているかどうかの判定への一般消費者の関心が高まっています。現在流通している新型コロナウイルスの抗体検査キットについては、「わずか１５分！高精度・新型コロナウイルス判定」や、「ＰＣＲ法では難しいとされる感染初期での判別も可能」等の表示が行われていることがありますが、抗体検査は、新型コロナウイルス感染によって産生される抗体の有無を判定する用途に用いられるものであって、使用することによって、現在、新型コロナウイルスに感染しているかどうかを判定できるものではありません。

これらのことを踏まえ、消費者庁は、別紙１に記載のとおり、あたかも、当該抗体検査キットを使用することにより、現在、新型コロナウイルスに感染しているか否かが判定できるかのように示す表示によって、一般消費者が新型コロナウイルスの抗体検査キットの効果について著しく優良であると誤認し、ウイルスの感染予防について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、行政指導の対象となった事例の概要（別紙１）を公表いたします。

なお、新型コロナウイルスの抗体検査については、厚生労働省において別添のとおりの見解が示されております

のでご参照ください。

・新型コロナウイルスの抗体検査キット使用後の注意
＜消費者庁　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/assets/representation_201225_02.pdf
抗体検査キットを使用した結果、陰性と判定されても、現 在、感染していないことが判定されたわけではありません。 外出する際には、十分な感染症対策をお願いいたします。

・ワクチン優先接種、対象の基礎疾患１４種は自己申告に…厚労省部会で了承
＜読売新聞　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20201225-OYT1T50132/

◇マスコミ報道　見出し
・不要不急の外出自粛・帰省延期を
＜NHK　2020 年 12 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20201225/1000058045.html
・コロナ変異ウイルス 国内確認で対策強化 遺伝子解析の迅速化も
＜NHK　2020 年 12 月 26 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201226/k10012785651000.html
・コロナ 変異ウイルス 症状は？ 予防法は？ 専門家の見解
＜NHK　2020 年 12 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201225/k10012783871000.html
****

[3] 令和元年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類充塡量及び回収量等の集計結果について
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108854.html
＜経済産業省　2020 年 12 月 25 日＞https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225001/20201225001.html
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づき、第一種フロン類充塡回収業者は、毎年度、前年度にフロン類を充塡、回収、再生した量、第一種フロン類再生業者やフロン類破壊業者に引き渡した量等を都道府県知事に報告し、都道府県知事はその報告を取りまとめて主務大臣に通知することとなっています。
今般、環境省及び経済産業省は、都道府県知事から令和元年度実績の通知を受け、その集計結果を取りまとめましたので公表いたします。
環境省では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を一層促進していくため、経済産業省や都道府県等とも連携しつつ、フロン排出抑制法の施行の徹底を図っていきます。
１．集計結果概要
（１）充塡量.
令和元年度に充塡されたフロン類の量は約 5,250 トン（対前年度比約 212 トン減。以下、括弧内は対前年度比。）、充塡された業務用冷凍空調機器の台数は約 56 万台（約 0.02 万台減）であり、それらの内訳は以下のとおりです。
・機器の設置以外時　：約 3,549 トン（約 180 トン減）、約 38 万台（約 1.2 万台減）.
・機器の設置時　：約 1,700 トン（約 31 トン減）、約 18 万台（約 1.2 万台増）.
（２）回収量.
令和元年度に回収されたフロン類の量は約 5,239 トン（約 23 トン増）、回収された業務用冷凍空調機器の台数は約 174 万台（約 19.1 万台増）であり、それらの内訳は以下のとおりです。
・機器の廃棄時　　：約 3,855 トン（約 60 トン増）、約 150 万台（約 20.5 万台増）.
・機器の整備時　：約 1,384 トン（約 37 トン減）、約 24.4 万台（約 1.4 万台減）.
２．令和元年度における廃棄時のフロン類回収率は推計値で約 38%となりました（前年度は約 39%）。近年は４割弱で低迷しています。
その対策として、法改正（令和２年４月１日施行）により、ユーザー（機器の管理者）がフロン類を回収し充塡回収業者へ確実な引渡しを行う取組を進めるよう罰則規定を強化するなど、都道府県による指導監督の実効性を向上させる新たなスキームを設けるとともに、フロン回収が確認できない機器については廃棄物・リサイクル業

者等が引き取ることを禁止する仕組みを新たに整備しており、その確実な施行等により、回収率の向上を図っています。
また、フロン類使用製品のノンフロン・低ＧＷＰ化、業務用冷凍空調機器の使用時漏えい防止等、フロン類の更なる排出抑制を進めていきます。

◇フロン排出抑制法に基づく勧告を行いました

＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108878.html
＜経済産業省　2020 年 12 月 25 日＞https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225009/20201225009.html
本日、環境省及び経済産業省は、株式会社ＦＵＳＯに対し、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）第 62 条第１項並びに第 73 条第１項及び第３項に基づく勧告を行いました。概要は以下のとおりです。
１．概要
第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者である株式会社ＦＵＳＯは、フロン類の再生に関する基準及びフロン類の破壊に関する基準を遵守しておらず、また、フロン類の破壊を適切に行っておりませんでした。
このため、環境省及び経済産業省は、本件について、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法に基づき勧告を行いました。
２．勧告の内容
（１）フロン類の再生に関する基準及びフロン類の破壊に関する基準に速やかに適合させるとともに、適合状況に関する報告書を提出すること
（２）上記（１）を踏まえて、フロン類の破壊に関する基準を遵守していることについて、環境省及び経済産業省の確認を受けた上で、保管するフロン類のうち破壊目的で引き取った量に相当するフロン類を破壊し、確認を受けた日から３年以内に、これを完了させること
（３）上記（２）のフロン類の破壊について、その月の破壊量等を翌月頭に、環境省及び経済産業省に文書で報告すること。
３．フロン類の再生業者及び破壊業者各社への注意喚起
環境省及び経済産業省は、フロン類の再生業者及び破壊業者に対し、同様の事案が発生しないよう、再生基準及び破壊基準の遵守状況を確認するとともに、法令遵守の周知徹底を図ってまいります。
４．参考（会社概要）
会社名：株式会社ＦＵＳＯ　（法人番号：6010001103464）
代表者：代表取締役　遠藤　進.
本社所在地：東京都中央区日本橋浜町三丁目３番１号トルナーレ日本橋浜町 214
許可番号：再生業　27S0008、破壊業　30H0117
主な事業：.
・ガス検知器、環境計測機器等の開発、製造、販売及び輸出入
・フロンガスの回収、破壊、再生及び販売　など
****

[4] ***医薬品等***

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 86 号）

［官報］　令和２年 12 月 25 日　号外　第 273 号　185～186 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730185f.html

○農林水産省令第 86 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 12 月 25 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部

分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（毒薬及び劇薬）	（毒薬及び劇薬）
第百六十三条　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。	**第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　（＋）－（Ｓ）－４－［１－（２・３－ ジメチルフェニル）エチル］－１Ｈ－イミダゾール（別名デクスメデトミジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、１バイアル中（＋）－（Ｓ）－４－［１－（２・３－ ジメチルフェニル）エチル］－１Ｈ－イミダゾールとして２００マイクログラム以下を含有する製剤及び１ミリリットル中（＋）－（Ｓ）－４－［１－（２・３－ ジメチルフェニル）エチル］－１Ｈ－イミダゾールとして４マイクログラム以下を含有する注射剤を除く。	（新設）
八　（＋）－（Ｓ）－４－［１－（２・３－ ジメチルフェニル）エチル］－１Ｈ－イミダゾール（別名デクスメデトミジン）の製剤であって、１バイアル中（＋）－（Ｓ）－４－［１－（２・３－ ジメチルフェニル）エチル］－１Ｈ－イミダゾールとして２００マイクログラム以下を含有するもの及び１ミリリットル（＋）－（Ｓ）－４－［１－（２・３－ ジメチルフェニル）エチル］－１Ｈ－イミダゾールとして４マイクログラム以下を含有する注射剤	（新設）
別表第一（第百十五条の二関係）	**別表第一**（第百十五条の二関係）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。	四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　アチパメゾール	（新設）
(3)　イドクスウリジン	（新設）
(4)～(28)　（略）	(2)～(26)　（略）
(29)　チアマゾール	（新設）
(30)～(61)　（略）	(27)～(58)　（略）
別表第二（第百六十三条関係）	**別表第二**（第百六十三条関係）
毒薬	毒薬
一・二　（略）	一・二　（略）

三　(＋)－(Ｓ)－４－[１－(２・３－　ジメチルフェニル)エチル]－１Ｈ－イミダゾール(別名デクスメデトミジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、１ミリリットル中(＋)－(Ｓ)－４－[１－(２・３－　ジメチルフェニル)エチル]－１Ｈ－イミダゾールとして４２０マイクログラム以下を含有する注射剤を除く。	(新設)
四・五　(略)	三・四　(略)
劇薬	劇薬
一～二十七　(略)	一～二十七　(略)
二十八　(＋)－(Ｓ)－４－[１－(２・３－　ジメチルフェニル)エチル]－１Ｈ－イミダゾール(別名デクスメデトミジン)の製剤であって、１ミリリットル中(＋)－(Ｓ)－４－[１－(２・３－　ジメチルフェニル)エチル]－１Ｈ－イミダゾールとして４２０マイクログラム以下を含有する注射剤	(新設)
二十九～五十四　(略)	二十八～五十三　(略)
別表第三(第百六十八条関係)	**別表第三**(第百六十八条関係)
牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。)を除く。	牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。)を除く。
一　アチパメゾール	(新設)
二～五　(略)	一～四　(略)
六 イドクスウリジン	(新設)
七～四十五　(略)	五～四十三　(略)
四十六　(＋)－(Ｓ)－４－[１－(２・３－　ジメチルフェニル)エチル]－１Ｈ－イミダゾール(別名デクスメデトミジン)	(新設)
四十七～七十一　(略)	四十四～六十八　(略)
七十二　チアマゾール（新設）	(新設)
七十三～百三十　(略)	六十九～百二十六　(略)
百三十一　メデトミジン（新設）	(新設)
百三十二～百四十三　(略)	百二十七～百三十八　(略)

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するアチパメゾール及びメデトミジン、それらの誘導体並びにそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十条第十二号に掲げる事項の記載については、なお従前の例によることができる。

****

[5] ***農薬***

◇農薬「フラザスルフロン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2020 年 12 月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20091214003

◇農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2020 年 12 月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20120718571

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇日本食品標準成分表の改訂について

＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00432.html

---

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022527/

ピルクル 400　　日清ヨーク株式会社　　乳酸菌飲料

****

[7] ***廃棄物関係***

◇「廃プラスチックのケミカルリサイクルに対する化学産業のあるべき姿」策定

＜日本化学工業協会(JCIA)　2020 年 12 月 18 日＞　https://www.nikkakyo.org/news/page/8613

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」の取りまとめについて

＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108850.html

今般、「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」の取りまとめを公表しましたので、お知らせします。

１．背景.

環境省では、今後の地球温暖化対策に関する法制上の措置を始めとする制度的対応の在り方について検討することを目的として、「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」を設置し、令和２年 11 月から 12 月にかけて計４回の会議を開催しました。今般、検討会における検討結果として、「地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」を取りまとめましたので、公表いたします。

２．資料.

環境省ウェブサイトの以下のページに掲載している資料を御覧ください。

URL：http://www.env.go.jp/earth/post_89.html.

＜掲載資料＞.

資料：地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について.

****

[9] ***環境安全関係***

◇令和元年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について

＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108855.html

「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号。以下「オゾン層保護法」という。）」に基づき、令和元年度におけるオゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等に関する監視結果を年次報告書として取りまとめました。

１．報告書の概要

①オゾン層の状況.

・地球規模のオゾン全量は 1980 年代から 1990 年代前半にかけて大きく減少しました。その後減少傾向が緩和し、1990 年代後半からはわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は 1970 年代と比べて現在も少ない状態が続いています。

・南極域の春季に形成されるオゾンホールの規模は、1980 年代から 1990 年代半ばにかけて急激に拡大しましたが、1990 年代半ば以降では、年々変動による増減はあるものの、長期的な拡大傾向は見られなくなりました。2019 年のオゾンホールは例年に比べて急激な拡大は見られず、近年の状況に比べ特異的な年でした。これは、オゾン層破壊を促進させる極成層圏雲が形成される領域が限定的となった結果、オゾン層破壊の進行が抑制されたことに加え、極渦が弱かったことによりオゾンホールの外側から高濃度オゾンが流入したことなどの気象状況が主な要因と考えられ、オゾンホールが急激な縮小傾向に転じたことの兆候と捉えることはできませんでした。

・札幌、つくば、那覇で観測された日本上空のオゾン全量は、札幌とつくばにおいて 1980 年代から 1990 年代はじめまで減少した後、緩やかな増加傾向が見られます。また、那覇では 1990 年代半ば以降、緩やかな増加傾向が見られていましたが、近年はオゾン全量が少ない年が続いています。

・地球規模のオゾン全量が 1960 年（人為起源のオゾン層破壊物質による大規模なオゾン層破壊が起こる前）レベルまで回復する時期は、北半球の中・高緯度域で 2030 年頃、また南半球中緯度では 2055 年頃と予測されています。一方、南極域の回復はほかの地域よりも遅く、1960 年レベルに戻るのは 21 世紀末になると予測されています。また数値モデル予測からは、オゾン層の回復には、温室効果ガスの増加による成層圏の低温化並びに気候変化に伴う大気の循環の変化が影響を与えることが示唆されています。

②特定物質等の大気中濃度.

・北半球中緯度域（北海道の観測地点）では、CFC（クロロフルオロカーボン）の大気中濃度は十数年以上減少し続けています。また一方で、HFC（ハイドロフルオロカーボン）は近年急速に増加しています。HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）も増加し続けていましたが、一部の冷媒種は近年その増加がゆるやかになっています。

・日本の都市域の代表例として川崎市内で連続測定した CFC の大気中濃度は、次第に変動幅が小さくなるとともに、北海道における大気中濃度とほとんど変わらなくなってきています。変動幅の縮小や濃度の低下には、日本における生産の全廃及び排出抑制等が進んだ結果が反映されていると考えられます。一方で、HCFC 及び HFC は、依然として頻繁に高い濃度で検出されています。このことは、これらの物質は現在も多方面で利用されていることや、過去に製造・充填された機器装置等から大気中に放出されていることが反映されていると考えられています。

・オゾン層を破壊する CFC の生産と消費は、モントリオール議定書に基づいて先進国では 1995 年末までに、途上国では 2009 年末までに全廃されました。しかし、大気中寿命が非常に長いため、今後、CFC の大気中濃度は極めて緩やかに減少していくと予測されます。一方、CFC と比べるとオゾン層破壊係数の小さい HCFC については、同議定書の規制スケジュールに従って、先進国の生産・消費は 2020 年をもって全廃されたが、途上国においては生産・消費の削減が進められている途中段階にあり、HCFC の大気中濃度は引き続き増加するが、今後 10～20 年でピークに達し、その後減少すると予測されています。

今後も引き続き、オゾン層の破壊の状況や大気中におけるオゾン層破壊物質等の濃度変化の状況について引き続き監視していきます。また、オゾン層保護法に基づくオゾン層破壊物質等の製造数量の規制等の取組を着実に実施していきます。

HFC については、今後大幅な排出増加が見込まれており、2016 年 10 月には、世界的に代替フロンの生産の削減を義務付けるモントリオール議定書の改正が行われました。我が国でも、2018 年７月に、国内担保法であるオゾン層保護法が改正され、2019 年１月に施行されました。また、2019 年６月に改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）」が本年４月から施行されました。機器廃棄時の対策強化など、上流から下流までのライフサイクル全般にわたる対策を実施しています。

引き続き関係省庁や都道府県、関係団体等と連携しながらオゾン層保護及び地球温暖化防止に向けた対策の推進を図っていきます。

２．背景

オゾン層保護法第 22 条第２項の規定に基づき、毎年度、オゾン層の状況、特定物質等（オゾン層保護法に基づき生産などが規制されているフロンなど）の大気中濃度、太陽紫外線の状況の監視結果を取りまとめて公表してい

ます。

監視結果の取りまとめに当たっては、「成層圏オゾン層保護に関する検討会」科学分科会（座長・今村隆史　国立環境研究所フェロー）及び環境影響分科会（座長・小野雅司　国立環境研究所エコチル調査コアセンター客員研究員及び独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進費プログラムオフィサー）を設置し、御検討いただきました（別紙）。

３．年次報告書全文

環境省ホームページに掲載しています。http://www.env.go.jp/earth/ozone/o3_report/index.html.

（参考１）オゾン層保護法（抄）

第22条　気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質等の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

２　環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質（特定物質以外の物質であって政令で定めるものを含む。次条において同じ。）によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

（参考２）フロン類について.

・CFC（クロロフルオロカーボン）：冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では1995年末に生産・消費が全廃されており、開発途上国でも2009年末に生産・消費が全廃された。

・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質。オゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では2020年までに、また開発途上国でも2030年までに、生産・消費が全廃される予定。

・HFC（ハイドロフルオロカーボン）：CFCやHCFCの代替物質として使用が増えている。オゾン層破壊効果はないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において排出削減の対象となっている。2016年10月に新たにHFCをモントリオール議定書の規制対象物質とする改正が行われ、2019年１月１日発効した。同改正を受けて議定書の国内担保法であるオゾン層保護法が改正され、2019年１月に施行された。先進国では2019年から生産・消費量の削減が開始されている。

◇令和元年度公共用水域水質測定結果について

＜環境省　2020年12月25日＞　http://www.env.go.jp/press/108849.html

水質汚濁防止法に基づく測定計画に従って国及び地方公共団体が実施した令和元年度の公共用水域の水質測定結果を取りまとめました。

令和元年度の測定結果では、人の健康の保護に関する環境基準については、99.2%の地点で基準を達成しています。また、生活環境の保全に関する環境基準のうちBOD又はCODの達成率については、河川で94.1%、湖沼で50.0%、海域で80.5%となっています。

【測定内容の概要】.

1.主な測定項目.

・ 人の健康の保護に関する項目　（健康項目）　：27項目.

　　カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素　　など.

・ 生活環境の保全に関する項目　（生活環境項目）：13項目.

　　ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）又はＣＯＤ（化学的酸素要求量）、全窒素及び全燐など.

2. 測定地点数及び検体数等.

・ 健康項目の測定地点数及び検体数 ： 5,318地点、194,714検体.

・ 生活環境項目の類型指定水域数、測定地点数及び検体数 ： 3,350水域、7,072地点、460,565検体.

【測定結果の概要】.

1. 人の健康の保護に関する環境基準　（健康項目）.

・ 27項目の環境基準達成率は99.2%（前年度99.1%）となりました。

2.生活環境の保全に関する環境基準　（生活環境項目）.

（１）河　川.

・ ＢＯＤについて、類型指定水域（2,572 水域）における環境基準達成率は、94.1%（前年度 94.6%）となりました。

（２）湖　沼.

・ ＣＯＤについて、類型指定水域（188 水域）における環境基準達成率は、50.0%（前年度 54.3%）となりまし

た。
・ 全窒素及び全燐について、類型指定水域（120 水域）における環境基準達成率は、49.2%（前年度 48.8%）となりました。
（３）海　域.
・ ＣＯＤについて、類型指定水域（590 水域）における環境基準達成率は、80.5%（前年度 79.2%）となりました。
・ 全窒素及び全燐について、類型指定水域（151 水域）における環境基準達成率は、91.4%（前年度 92.1%）となりました。
※測定結果の詳細は、別添資料又は以下サイトを御参照願います。
http://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html.
※水環境に関する総合的な情報を以下サイトで紹介しています。是非御利用ください。
https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/index.asp.

◇かたつむり山発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108827.html
---

◇（仮称）能代山本広域風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108825.html
---

◇国立科学財団、魚の死骸が深い海溝の底に有毒な水銀汚染をもたらすと報告
＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 12 月 3 日＞
https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30867

◇国立科学財団、タイヤに関連する化学物質が都市部の河川でのサケの主な死亡原因と報告
＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 12 月 8 日＞
https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30890
****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（オキサゾスルフィル等 6 品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について　　12 月 15 日～1 月 13 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 15 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200339&Mode=0

◇「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108862.html
---

◇「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の公募について
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxCacwflw6GdwbX

◇科学研究費助成事業－科研費－
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxCacwflw6GdwbY

[公募結果、意見募集結果]

◇「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

＜環境省　2020 年 12 月 15 日＞　http://www.env.go.jp/press/108787.html
---

◇マルポール条約附属書 II 及びＩＢＣコードの改正に伴う告示の改正に対する追加の御意見の募集(パブリックコメント）の実施結果について
＜環境省　2020 年 12 月 17 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200056&Mode=1

◇令和２年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（二次公募）の公募採択及び受賞案件について
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108853.html
---

[調査結果]
◇令和２年度スギ雄花花芽調査の結果について
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108865.html
---

◇「インターネット消費者トラブルに関する調査研究」の報告書(フードデリバリーサービス)掲載について
＜消費者庁　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/#m04

◇私立大学等の令和元年度入学者に係る学生納付金等調査結果について
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxCacwflw6GdwbN◇

◇学校基本調査－令和２年度　結果の概要－
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxCacwflw6Gdwcd
---

[統計資料]
◇薬事工業生産動態統計令和元年年報について
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7PoBtxHeTjdJi3ZY
****

[11] ***その他省庁発表***
◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第２号）
　　［官報］　令和２年 12 月 25 日　本紙　第 402 号　3 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225h00402/20201225h004020003f.html
　　「様式第一」及び「様式第二」中「印」を削る。

◇押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 208 号）
　　［官報］　令和２年 12 月 25 日　号外　第 274 号　28～944 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00274/20201225g002740028f.html
---

◇押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 397 号）
　　［官報］　令和２年 12 月 25 日　号外　第 274 号　944～1064 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00274/20201225g002740944f.html
****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 79 回）の開催について　　１月８日

＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108814.html
（１）水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について.
（２）その他.
・令和２年度災害廃棄物対策推進シンポジウムの開催について　　１月 13 日
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108838.html
・令和２年度災害廃棄物対策推進検討会（第２回）の開催について　　１月 12 日、Web 会議
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108837.html
（１）令和２年７月豪雨の災害廃棄物処状況及び対応状況について
（２）環境省の災害廃棄物対策について
（３）ワーキンググループでの検討状況について
・技術・システム検討ワーキンググループ
・地域間協調ワーキンググループ
・災害時初動対応検討ワーキンググループ
・令和２年度 環境省＆TABETE "No-Foodloss!"Youth Action Project の最終報告会について
１月８日、オンライン
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/108876.html
この度、環境省では、食品ロス削減の取組の強化を目的として、株式会社コークッキングと共同で、食品ロスの削減につながる活動や事業に取り組む意欲のある学生の公募を行い、審査の結果、５件の活動・事業を選定しました。その後各団体は各フィールドにおいて、食品ロス削減に向けて様々に取り組んできましたが、その結果等について、最終報告会を実施します。
最終報告会発表団体名：辻調理師専門学校、同志社大学、聖心女子大学、東京家政学院大学、高知大学

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会議事録　　10 月 9 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-uwXoQfIWCFfnuBY
（１）ゲノム編集技術応用食品の後代交配種等の取扱い整理　　（２）その他
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　12 月 4 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4PVRpQ1xFmVgQLpY
１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について　　２　その他
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会議事録　　12 月 4 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9OFFsRllAnFOUa5Y
（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について　　（２）その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）　　12 月 25 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wztiS2VMgrY5lmVRY
・第 43 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会　資料　　12 月 25 日
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3MqAy0Eyv5x3i8ZY
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種順位等について　　（２）その他
・「これからのテレワークでの働き方に関する検討会報告書」を公表します
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N8-ZCth5iBXZzVGlY
・「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」　これまで（令和元年６月中間整理以降）の議論のご意見について
＜厚生労働省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D_ehMuBBsC3h9W-dY
****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・奈良県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について（野鳥国内 23 例目）
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108915.html
・鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 22 例目）
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108913.html

・鹿児島県の衰弱野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について（野鳥国内 21 例目）
＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108912.html
・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 31 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201225_3.html
・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 32 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201225.html
---
・山形県における豚熱の確認及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の開催について
＜農林水産省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201225_2.html
---

◇*その他*

・学校施設におけるバリアフリー化の状況調査の結果について
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1419963_00002.html
文部科学省では、学校施設のバリアフリー化を推進するため、学校施設におけるバリアフリー化の状況について調査しました。このたび、国公立の小中学校及び特別支援学校の施設の状況を取りまとめましたので公表します。
１．調査の概要
(1) 調査時点
　　令和２年５月１日
(2) 調査対象
　　全国の国公立の小中学校※、特別支援学校及び当該学校の設置者
　　※ 義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む
(3) 調査内容
　　・バリアフリー化の状況（車椅子使用者用トイレ・スロープ等による段差解消・エレベーター）
　　・バリアフリー化に関する整備計画の策定状況
　　・バリアフリー化の予定
２．今回の公表におけるポイント
・公立小中学校の速報値（令和 2.12.10 公表）について精査した数値を公表 ※修正
　(教育委員会からの修正報告等)
・公立特別支援学校の状況を公表 ※新規
・国立小中学校・特別支援学校の状況を公表 ※新規
・公立学校についての都道府県別の状況を公表 ※新規
３．今後の対応等
・本日付で、報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」の取りまとめ及び「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂について公表します。
・調査結果を踏まえた国としての整備目標、報告書や改訂後の学校施設バリアフリー化推進指針については、都道府県教育委員会等学校設置者に対し本日付で通知し、学校設置者におけるバリアフリー化の計画策定、計画的な整備を要請します。
・今後は、好事例の横展開、財政支援の充実を図り、学校設置者の取組を積極的に支援してまいります。

・報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」の取りまとめ及び「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂について
＜文部科学省　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/059/mext_00001.html
文部科学省では、バリアフリー法※１改正等を踏まえ、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策について検討するため、調査研究協力者会議※２を設置し検討を行ってきました。

このたび、同会議における報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。
また、同報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂しましたので公表いたします。
※１ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
※２ 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議（主査：髙橋儀平 東洋大学名誉教授）
１．検討の経緯
文部科学省では、本年７月から有識者会議において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策について検討を進め、本年９月には、学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言が取りまとめられたところです。　このたび、本会議において、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案と併せ、今後５年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標等について検討を行い、報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」が取りまとめられました。　また、文部科学省では、同報告書を踏まえ学校施設バリアフリー化推進指針を改訂しました。
２．今後の対応等
・本日付で、国公立の小中学校及び特別支援学校におけるバリアフリー化の状況調査の結果を公表します。
・本報告書や改訂後の学校施設バリアフリー化推進指針、調査結果を踏まえた国としての整備目標については、都道府県教育委員会等学校設置者に対し本日付で通知し、学校設置者におけるバリアフリー化の計画策定、計画的な整備を要請します。
・今後は、好事例の横展開、財政支援の充実を図り、学校設置者の取組を積極的に支援してまいります。
****
[付録]
◇コロナ 変異ウイルス 症状は？ 予防法は？ 専門家の見解　*上記［2］関係*
＜NHK　2020 年 12 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201225/k10012783871000.html
イギリスでは変異した新型コロナウイルスの感染が拡大し、WHO＝世界保健機関によりますと、24 日現在でデンマークやオランダなどでも確認されています。
変異ウイルスはどうやって見つかった？症状は？予防法は？
WHO が 23 日に行った、専門家とのオンライン会見のポイントをまとめました。
変異ウイルスはどうやって見つかった？
私たち「イギリス 新型コロナウイルス感染症 ゲノム コンソーシアム」は、新型コロナウイルスの変異などを監視していて、検査のために採取された検体に含まれるウイルスの遺伝情報の配列を調べています。
私たちは、世界で共有されている新型コロナウイルスの配列のデータベースの半数余りにあたる、15 万件ほどの解析を行ってきました。
これはイギリス国内の感染者全体の 7～8%にあたる量です。
多くは全国から無作為に集められ、私たちは１日単位、１週間単位で、イギリスのどの地域で、どのようなウイルスの変異が起きているか監視しています。
そうした中、問題となっているある特定の変異ウイルスが、イングランドの南東部とロンドンで極めて急速に拡大していることがわかってきました。
以前からある新型コロナウイルスよりもとても早いスピードで感染が広がるので、国内だけでなく、国際的にも関心を集めるようになりました。
予防措置はどう取る？
大切なことは、ウイルスに変異はあるものの、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）であることに変わりはなく、これまでの対策は有効で、実施し続けるべきだということです。
この１年間に皆さんがやってきたこと、検査、隔離、治療、追跡、手を清潔に保つことや人と人とが距離を取ること、室内の換気をよくすること、特に今、休暇期間に家族で集まるときには窓を開けて、新鮮な空気を取り込むことがとても大切です。
必要な時にはマスクをつけることももちろん大切です。
このような対策を取り始めてもう何か月もたち、まもなく１年になろうとしますし、簡単ではないのはわかっています。
しかし、特に休暇期間にはこうした対策を続ける必要があるんです。

みんなで一緒にやる必要があります。
一般的に言えば、変異したウイルスにもこれまでと同じ検査方法が使えます。
一部の検査方法はもはや使えないという情報もありますが、そうした検査にはウイルスを検知するためのいくつかのバックアップ用の仕組みがあります。
抗原検査や短時間で診断するための検査も変異ウイルスに有効です。

これまでの新型コロナウイルスとの症状の違いは？

今のところ、すでに感染が世界に広がっている新型コロナウイルスと比べ、症状に違いはありません。
症状が違うという科学的な証拠はないんです。
今、詳細な質のよいデータを集めているところで、少し時間がかかります。

ワクチンの効果に影響は？

いいえ。
ワクチンの接種計画は、すでに予定されていたとおり実施されています。
変更する予定はありません。
免疫学的にみて、変異ウイルスが異なる振るまいをしているという証拠はありません。
ですので、ワクチンは問題なく機能すると思います。
イギリスではすでにワクチンの接種を始めたので、注意深く状況を見ていますが、今のところ、問題があるという兆候はなく、従来のウイルスと異なる振るまいをしているということもありません。
何も心配することはなく、ワクチンの接種はうまくいくと思っています。

子どものほうが感染しやすいのか？

そういうデータは見ていません。
子どものほうが感染しやすいのではないかというううわさがありますね。
ただ、どういうデータに基づいてそう言われているのかわかりません。
子どもたちは学校に行きますので、そこで感染することはあります。
しかしそれは、人とのかかわりが増えたから感染しやすくなったというだけで、ウイルスの感染力とは関係がありません。
より慎重な、疫学的な調査が必要であり、それはすでにイギリスで始められていることです。

ウイルスの変異はどのように起きるのか？

はい。
とても大切な質問ですね。
変異というと、非常に恐ろしく、パニックを起こしがちです。
でも実際にはウイルスが変異することはとても普通のことです。
ウイルスは自己複製します。
つまり、みずからのコピーを作るんです。
そこでいつも少し変異が起きます。
コピーの作り方はとても雑で、その過程でエラーが起きるんです。
皆さんが字を書くときに「書き間違い」をするような感じです。
それがウイルスの世界では変異（mutation）と呼ばれ、変異したウイルスは変異株（variant）と呼ばれるんです。
ほとんどの場合、これらの変異は、感染力などに影響はありませんが、時折、科学者のことばで言うと、元のウイルスよりも環境に適したウイルスになります。
その場合、特定の環境でより支配的なウイルスになってしまいます。

変異ウイルスについてわかっていることは？

より速いスピードで感染するようにみえます。
確実ではありませんが、各地で確認された変異ウイルスの感染のスピードはとても速いです。
より重症化しやすいのかというと、今のところ、その根拠はありません。
今後数週間かけてデータを集め、根拠を示さなければいけません。

ワクチンの効果への影響、これはさきほどブルーアー氏が説明しましたね。

どう備えればいいのか？

マスクの使用や人との間に距離を取ること、長時間室内で人と集まるのを避けること。

これは、イギリスだけでなく、全世界の誰に対しても言えることです。

1 つ言えるのは、イギリスではこれだけ、変異ウイルスが見つかっているわけですから、ほかの国でもすでに広がっていることは十分にありうるでしょう。

過去数日間にいくつかの例が確認されましたが、今後さらに確認される国は増えるでしょう。

ですので理想的には、世界中のすべての人が、この 12 か月間実施してきた対策を続けることです。

今後数週間、数か月間で、より詳細なデータが明らかになり、この変異ウイルスに対してより詳しい答えができるでしょう。

********** 以上 **********